

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

1 独占禁止協力協定

(1) 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

(2) 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお、我が国及び欧州連合（EU）の双方は、競争分野における日EU間の協力関係をより一層強化するとともに、競争当局が審査過程において入手した情報の交換を可能とすることを目指して同協定を改正することとしており、平成29年10月19日及び20日に改正交渉第1回会合を開催して以降、改正交渉を継続して行っているところである。

(3) 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

2 競争当局間の協力に関する覚書等

平成28年度に署名した中国商務部及びケニア競争当局との協力に関する覚書並びにモンゴル公正競争・消費者保護庁との協力に関する取決め、平成29年度に署名したカナダ競争当局との執行活動の情報伝達に関する協力取決め及びシンガポール競争委員会との協力に関する覚書に続き、平成30年度も引き続き外国の競争当局との覚書等の署名に向けた交渉を行った。

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。平成30年度における協議の開催状況は、第1表のとおりである。

第1表 平成30年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
韓国	平成30年9月12日 ソウル	韓国公正取引委員会
E U	平成30年12月13日 東京（テレビ電話会議）	欧州委員会競争総局

第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。我が国は、平成30年度、中国・韓国、トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行い、また、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）の締結交渉を行ってきた。競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した経済連携協定のうち、第2表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 順次発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効

協定名	状況
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効
日・オーストラリア経済連携協定	平成26年7月署名 平成27年1月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成27年2月署名 平成28年6月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（T P P 11協定）（注4）	平成30年3月署名 平成30年12月発効
日・EU経済連携協定	平成30年7月署名 平成31年2月発効

（注1）平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注2）平成20年4月に日本及び全ASEAN構成国の署名が完了した。

（注3）日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの間では平成20年12月に、ブルネイとの間では平成21年1月に、マレーシアとの間では同年2月に、タイとの間では同年6月に、カンボジアとの間では同年12月に、インドネシアとの間では平成22年3月に、フィリピンとの間では同年7月に発効した。

（注4）平成28年2月に、我が国のほか、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムにより環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定が署名された。その後、米国が離脱を表明したことを受けて、平成30年3月、米国を除く11か国によりT P P 11協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）が署名され、同年12月に発効した。

第4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク（ICN：International Competition Network）

(1) ICNの概要

ICNは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成30年度末現在、126か国・地域から139の競争当局が加盟している。このほか、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（NGA：Non-Governmental Advisors）もICNに参加している。

ICNは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、電話会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年5月から平成26年4月までカルテル作業部会の共同議長を、平成26年

4月から平成29年5月まで同作業部会サブグループ（SG1）の共同議長を務め、平成29年5月からは企業結合作業部会の共同議長を務めている。

また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催している。

平成30年度における主な会議の開催状況は、第3表のとおりである。

第3表 平成30年度におけるICNの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
エコノミストワークショップ	平成30年5月2日～4日	韓国・ソウル
カルテルワークショップ	平成30年10月16日～18日	イスラエル・テルアビブ
単独行為ワークショップ	平成30年11月1日及び2日	南アフリカ・ステレンボッシュ
企業結合ワークショップ	平成30年11月7日及び8日	東京
アドボカシーワークショップ	平成31年2月28日及び3月1日	ウクライナ・キエフ

(2) 各作業部会の活動状況

平成30年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（SG1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（SG2）が設置されている。

第17回年次総会以降、SG1においては、効果的かつ効率的なリニエンシープログラム及びその申請のための重要な要素に関する報告書が作成された。また、「リニエンシーの誘因・阻害要因」、「情報共有ゲートウェイ及び情報共有における国際的協力」、「デジタルカルテルとアルゴリズム」及び「競争当局と発注官庁の協力」をテーマとした電話セミナーが実施され、このうち「競争当局と発注官庁の協力」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。このほか、当委員会は、アジア太平洋地域に所在する競争当局が参加しやすい時間帯に2回の電話セミナーを主催し、これらの電話セミナーにおいて、当委員会事務総局の職員がモデレーター及びスピーカーを務めた。

SG2においては、公正取引委員会の主導により、平成27年に設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」について、当委員会は引き続きその運用を行うとともに、同フレームワークの利用促進を目的とした加盟当局向け調査を実施した。また、平成30年10月、カルテルワークショップがイスラエル・テルアビブにおいて開催され、「カルテルを一つ一つ解明する方法」をテーマとして議論が行われ、当委員会からは、委員及び事務総局の職員7名がスピーカー等として参加した。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実

体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第17回年次総会以降、同作業部会においては、垂直型企業結合審査事例の国際的な比較に関する報告書の作成が行われ、公正取引委員会は事例紹介に貢献した。また、当委員会は、平成24年に当委員会の主導により同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について、各競争当局の活用状況を調査し、報告書及びその結果を踏まえた改善案の取りまとめを行った。このほか、「小売分野における企業結合」をテーマとした電話セミナーが世界各地で開催され、当委員会は、同作業部会の共同議長として、アジア太平洋地域における電話セミナーを主催し、当委員会事務総局の職員がモデレーターを務めた。さらに、平成30年11月、当委員会は、「2020年代の企業結合審査：デジタル化・グローバル化は企業結合審査を変えるか？」をテーマとした企業結合ワークショップを東京において主催した。同ワークショップにおいて、当委員会委員長がオープニング・スピーチを行ったほか、委員及び事務総局の職員が、多くのセッションにモデレーター、スピーカー等として参加した。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第17回年次総会以降、同作業部会においては、垂直的制限の競争への影響及び想定される効率性を検討することを目的として、選択的流通に係る仮想事例が作成され、競争法上の評価の視点が検討・整理されたほか、「規制セクターへの競争法の適用」、「市場支配的地位の評価における新旧の課題」及び「単独行為と知的財産／標準必須特許」をテーマとした電話セミナーが実施された。このうち「規制セクターへの競争法の適用」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。また、平成30年11月、単独行為ワークショップが南アフリカ・ステレンボッシュにおいて開催され、排他的取引等に関するテーマについて議論が行われ、当委員会事務総局の職員4名がスピーカー等として参加した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第17回年次総会以降、同作業部会においては、効果的なアドボカシー戦略の策定及び評価に関する報告書に基づき、推奨される慣行の策定に向けた作業が行われたほか、デジタル市場に対する各当局のアドボカシー活動に関する報告書の作成に向けた作業が行われた。また、「アドボカシーとデジタル市場」、「競争評価に向けた積極的なアプローチー競争制限的な規制を特定する方法ー」及び「アドボカシー戦略／プログラムの計画及び評価ーケーススタディー」をテーマとした電話セミナーが実施され、このうち「競争評価に向けた積極的なアプローチー競争制限的な規制を特定する方法ー」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務め

た。さらに、同作業部会は、世界銀行との共催で、各競争当局の競争唱導の成功例に関する2018-19年アドボカシーコンテストを開催した。加えて、平成31年2月及び3月、アドボカシーワークショップがウクライナ・キエフにおいて開催され、「競争唱導－競争を通じた繁栄に至るまでの障壁－」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員3名がスピーカー等として参加した。

オ 当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

第17回年次総会以降、同作業部会においては、「審査手続に関するガイダンス」を推奨される慣行に変更するための改訂作業が行われたほか、競争当局の組織設計に関する報告書が作成された。また、「組織設計」、「非水平型企業結合」及び「市場画定における課題」をテーマとした電話セミナーが実施され、このうち「市場画定における課題」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。さらに、競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するICNトレーニング・オン・デマンド・プロジェクトに関して、新たに「制裁」、「単独行為の枠組み」、「競争と公益に係る要素の均衡」及び「地域協力の構築」をテーマとした動画教材の作成に向けた作業が行われ、このうち当委員会は、「地域協力の構築」をテーマとした動画教材の作成を主導した。加えて、平成30年5月、エコノミストワークショップが韓国・ソウルにおいて開催され、「競争政策に関する経済学」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員が参加した。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP: Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年のOECD加盟以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け、随時会合を行っている。また、平成30年度は、消費者政策委員会との合同会合が行われたほか、アジア太平洋競争当局ハイレベル会合が開催された。同年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第4表参照）であり、当委員会からは、委員及び事務総局の職員数名が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第4表 平成30年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
平成30年6月4日～同月8日	第129回本会合、第65回第2作業部会（競争と規制）、第127回第3作業部会（協力と執行）
平成30年11月26日～同月30日	第130回本会合、消費者政策委員会との合同会合、第66回第2作業部会（競

	争と規制), 第128回第3作業部会(協力と執行), 第17回競争に関するグローバルフォーラム, 第2回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合
--	---

(注) 前記会議の開催場所は, 全てフランス・パリである。

(2) 平成30年6月の第129回本会合においては, ①企業結合における非価格効果に係るラウンドテーブル討議, ②電子商取引が競争政策に与える示唆に係るラウンドテーブル討議等が行われた。また, 同年11月の第130回本会合においては, ①企業結合届出による待機期間とガン・ジャンピングに係るラウンドテーブル討議, ②製薬業界における高価格設定に係るラウンドテーブル討議等が行われた。消費者政策委員会との合同会合では, ①デジタル時代の個人別価格設定に係るラウンドテーブル討議, ②無料市場における質の考慮に係るラウンドテーブル討議が行われた。

(3) 競争委員会に属する各作業部会, 競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の平成30年度における主要な活動は, 次のとおりである。

ア 第2作業部会では, 平成30年6月の会合においては, タクシー, ライドソーシング及びライドシェアリングに係るラウンドテーブル討議等が行われた。また, 同年11月の会合においては, 公的資金を受けているヘルスケア市場の設計に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

イ 第3作業部会では, 平成30年6月の会合においては, ①リニエンシー制度における課題及び協調に係るラウンドテーブル討議, ②「ハードコア・カルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告」の実施状況のモニタリング等が行われた。また, 同年11月の会合においては, ①競争法審査における秘匿情報の取扱いに係るラウンドテーブル討議, ②「ハードコア・カルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告」の見直しに関する討議等が行われた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは, 平成30年11月の会合において, ①ジェンダーと競争に係るラウンドテーブル討議, ②地域的競争協定に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合では, 平成30年11月の会合において, 技術支援のニーズと計画に関する討議等が行われた。

3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は, 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は, 東アジア地域における競争当局のトップ等が一堂に会し, その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより, 東アジア地域における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては, 競争法・政策の執行に係る課題, 効果的・効率的な技術支援のための協力・

調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

平成30年度においては、公正取引委員会は、平成30年8月にオーストラリア・シドニーにおいてオーストラリアの競争当局等との共催により、第14回東アジア競争政策トップ会合及び第11回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

4 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（CPDG）が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（EC）の下部組織に移行し、平成20年には、競争政策・競争法グループ（CPLG）に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月までCPLG（改称前においてはCPDG）の議長を務め、平成28年1月からはCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

平成30年度において、公正取引委員会は、平成30年8月にパプアニューギニア・ポートモレスビーで開催された「FTA/EPA競争法に関するキャパシティービルディングのためのワークショップ」、平成31年2月にチリ・サンティアゴにおいて開催された「水平的及び非水平的企業結合における経済分析ワークショップ」等にスピーカーとして参加したほか、平成31年3月にチリ・サンティアゴにおいて開催されたCPLG会合において、入札談合防止の取組を紹介するなど我が国の競争政策の動向について報告を行った。

5 国連貿易開発会議（UNCTAD）

昭和55年、UNCTAD主催による制限的商慣行国連会議において、「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に発展途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年のUNCTAD第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

平成30年度においては、平成30年7月11日から同月13日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第17回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席し、「国際協力に関するディスカッショングループによるレポート」に関するラウンドテーブル等における議論に参加した。

また、公正取引委員会は、平成30年10月から原則と規則に基づく国際協力を促進するための合意文書のドラフティングチームに参加し、各加盟国の意見を集約し、条文案を提示するなど主導的役割を果たしている。

さらに、平成28年7月からUNCTAD競争消費者政策課に当委員会事務総局の職員1名を派遣するなど、海外の競争当局等に対する技術支援の分野でUNCTADと協力を進めている。

6 G7サミット

令和元年のG7サミットの議長国であるフランスから、「デジタル経済における競争政策」をG7サミットにおいて取り扱うテーマの1つとすることが提案された。公正取引委員会を含むG7各国の競争当局は、フランス競争当局を通じ、デジタル経済により生じる競争上の課題に関する共通理解を取りまとめるようフランスより要請されたところ、継続的に議論を行い、同年6月、「競争とデジタル経済」に関するG7競争当局の共通理解について合意した。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の発展途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、平成28年9月から、ASEAN（東南アジア諸国連合）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下、日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており、我が国における研修やASEAN加盟国における現地ワークショップを開催している。

公正取引委員会による発展途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 JICAの枠組みによる技術支援

(1) インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して、公正取引委員会は、平成28年7月から令和元年9月にかけて当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてインドネシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、平成30年10月16日から同月19日にかけてインドネシアの競争当局の委員等7名を我が国に招へいし、競争法・審査実務等に関する研修を実施した。

(2) モンゴルに対する技術支援

モンゴルに対して、公正取引委員会は、平成30年5月24日から同月30日にかけてモンゴルの競争当局等の職員15名を我が国に招へいし、競争法・審査実務に関する研修を実

施した。

(3) ケニアに対する技術支援

ケニアに対して、公正取引委員会は、平成30年9月10日から同月14日にかけてケニアの競争当局の職員13名を我が国に招へいし、競争法・審査実務に関する研修を実施した。

(4) 集団研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。平成30年度においては、発展途上国8か国から8名の参加を得て、平成30年7月23日から同年8月3日にかけて実施した。

(5) その他の発展途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、セルビアの競争当局等との共催により、平成30年6月12日及び13日にセルビア・ベオグラードにおいてセルビアの競争当局等向けの現地セミナー及びフィリピンの競争当局との共催により、同年12月17日から同月19日にかけてフィリピン・マニラにおいてフィリピンの競争当局向けの現地セミナーを開催した。

2 J A I F を活用した技術支援

(1) 訪日研修

公正取引委員会は、平成31年3月4日から同月7日にかけてASEAN加盟国の競争当局の職員等27名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

(2) 現地研修

公正取引委員会は、平成30年7月3日から同月6日にかけてインドネシア・バリにおいて開催されたインドネシア現地研修に当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

(3) 現地ワークショップ

公正取引委員会は、平成30年4月18日及び19日にインドネシア・スラバヤにおいて開催されたインドネシア現地ワークショップ及び同年8月6日及び7日にシンガポールにおいて開催されたシンガポール現地ワークショップに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

(4) ASEAN加盟国における競争認知度指標の共同開発

公正取引委員会は、平成31年1月以降、日本及びASEAN加盟国の専門家と共同し、ASEAN加盟国における競争法・政策の認知度を調査して指標にまとめるプロジェクトを進めている。

3 発展途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は、モンゴルの競争当局との共催により、平成31年2月11日及び12日にモンゴル・ウランバートルにおいてモンゴルの競争当局向けの現地セミナーを開催した。

このほか、公正取引委員会は、発展途上国に対する技術支援として、OECD等の国際機関や外国政府等が主催する東アジアやアフリカ地域における競争法・政策に関するセミナーに、当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。

第6 海外調査

公正取引委員会の競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。平成30年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

また、平成30年度からの新たな試みとして、競争法の改正がなされた国を中心に、在外日本人商工会議所所属の事業者等に対する現地の競争法の説明会・意見交換会を開催した。具体的には、平成30年度は、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ及び英国において、説明会・意見交換会を開催した。

第7 海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、英文ウェブサイトに掲載している。平成30年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、外国の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり、海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。平成30年度においては、平成30年4月に米国・ワシントンD.C.において開催されたABA（米国法曹協会）競争法部会春季会合、同年7月から同年8月にかけて中国・北京において開催された中国競争政策年次フォーラム2018、同年9月に米国・ニューヨークにおいて開催されたフォーダム大学競争法研究所当局幹部ワークショップ、同月に韓国・ソウルにおいて開催された第10回ソウル国際競争フォーラム、同月に米国・ワシントンD.C.において開催されたジョージタウン大学国際反トラスト執行シンポジウム及び平成31年3月に米国・ワシントンD.C.において開催されたABA競争法部会春季会合に、それぞれ公正取引委員会委員がスピーカー等として参加した。

また、平成30年4月に京都において開催された医薬関連経済法研究会、同年5月に東京において開催された経団連主催カンファレンス、同月にシンガポールにおいて開催されたABAグローバルセミナーシリーズ、同月に韓国・ソウルにおいて開催されたABA主催アジアにおける反トラスト会議、同年12月に中国・香港において開催されたアジア競争フォーラム等に、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。